

2025年4月1日

吸收分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに
会社法第801条第3項第2号に定める書類)

東京都港区芝五丁目37番8号

株式会社バンダイナムコホールディングス
代表取締役 浅古 有寿

東京都港区芝浦三丁目1番35号

株式会社バンダイナムコエクスペリエンス
代表取締役 川崎 寛

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「本分割会社」といいます。）及び株式会社バンダイナムコエクスペリエンス（以下「本承継会社」といいます。）は、2025年2月18日付で両社間で締結した吸收分割契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、本吸收分割契約に定める本分割会社の権利義務を本承継会社が承継する吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。本吸收分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は以下のとおりです。

1. 本吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年4月1日

2. 吸收分割会社における吸收分割をやめることの請求に係る手続の経過、並びに反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- （1）吸收分割をやめることの請求（会社法第784条の2）の手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であるため、該当事項はありません。

- （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であるため、該当事項はありません。

- （3）新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法787条）の手続の経過

本分割会社において、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権は存在

しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

本吸收分割によって本分割会社から本承継会社に承継させる債務は存在せず、本分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しないため、会社法第 789 条の規定による手続は行っていません。

3. 吸收分割承継会社における吸收分割をやめることの請求に係る手続の経過、並びに反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸收分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、本承継会社に対して本吸收分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

本承継会社においては、本分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2025 年 2 月 25 日付官報により、所定の事項を公告しましたが、本承継会社に対し、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。なお、知れたる債権者は存在しなかったため、会社法第 799 条第 2 項に規定する個別催告は行っておりません。

4. 吸收分割により本承継会社が本分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本吸收分割の効力発生日をもって、本分割会社から、本分割会社が保有する株式会社バンダイナムコアミューズメントの普通株式の全てを承継しました。

5. 吸收分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 4 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. その他吸收分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上